平成２７年（フ）第１４０号
京都市下京区東中筋通正面下る紅葉町358番地　もみじビル513
債務者　田中　大貴
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
京都市山科区東野南井ノ上町９番地７　フレグランスモナ208号
債務者　山田真紀子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
京都市東山区塩小路通本町東入上る南棟梁町555番地
債務者　明﨑　健次
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
京都市北区鷹峯旧土居町１番地32　203号室
債務者　小原　紘一
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地　44棟406号
債務者　中村　秀治
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
京都市伏見区竹田向代町10番地　くいな橋ホーム201
債務者　伊藤　　潔
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
京都府亀岡市西つつじケ丘大山台１丁目５番５号、前住所京都府亀岡市畑野町千ケ畑クルビ谷４番地53
債務者　平田さくら
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
京都府与謝郡与謝野町字三河内187番地
債務者　**藤**田　　勉
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１１０号
堺市南区鴨谷台３丁２番１―302号
債務者　古木　信隆
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
大阪府富田林市錦織北１丁目11番４号―101
債務者　髙山　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
堺市西区堀上緑町１丁４番15号
債務者　梁川　良枝
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
堺市東区草尾717番地１　フジパレス草尾117号
債務者　藤本　晴美
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５号
福岡県豊前市大字赤熊871番地１
債務者　米田　陽子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
福岡県行橋市西宮市４丁目10番４号
債務者　城土　政人
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
愛知県豊橋市中岩田３丁目10番地４　305、従前の住所愛知県豊橋市東幸町字東明65番地の１　106
債務者　夏目　明計
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月11日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３４号
愛知県豊橋市神野新田町字ハノ割20番地　Ｂ―203
債務者　岩村　祐輔
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月11日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２１８号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目７番２―802号
債務者　有田光千慧こと　ＳＨＩ　ＳＩ　史思
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部